

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部生活安全部長
各 方 面 本 部 長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁保発第176号
平成21年12月4日
警察庁生活安全局保安課長

**銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第18号の運用に関する指針の策定について
(通達)**

このたび、別添のとおり銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条第1項第18号の運用に関する指針を策定したので、各都道府県警察においては、本指針を参照の上、適切な判断を行い、不適格者を確実に排除して、厳格な銃砲刀剣類行政を推進されたい。

銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第18号の運用に関する指針

第1 本指針の目的

1 本指針の趣旨

第170回国会で成立した銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号。以下「改正法」という。）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条第1項第18号（以下「本号」という。）に規定する銃砲刀剣類の所持許可の欠格事由は、同項第1号から第17号までに規定する欠格事由（以下「その他の欠格事由」という。）に直接該当しない場合であっても、個別具体的な事情から総合的に判断して本号に該当すると認められるときには、銃砲刀剣類の所持許可の申請をしている者（以下「申請者」という。）に対しては許可をせず、既に銃砲刀剣類の所持許可を受けている者（以下「所持者」という。）に対しては、その所持許可を取り消すことができるものであるが、本号の規定が抽象的な表現となっており、適用に当たって裁量の幅があることから、実際にどのような場合に本号に該当するか判断が困難なことがある。

そこで、改正法によって新たな欠格事由が追加されたことも踏まえ、各都道府県警察の銃砲刀剣類行政担当者（以下「担当者」という。）が本号への該当性について判断するに当たっての指針を示すこととしたものである。

2 本指針の位置付け

本指針は、過去の事例を参考としながら、近年社会問題となっているような事案についても検討を加え、本号への該当性を判断するに当たっての指針となるべき一般的な基準及び留意事項を取りまとめたものである。もとより個々の銃砲刀剣類の所持許可の申請に対する審査においては、個別具体的な事情に応じて、各々異なる判断がなされるものであるが、その際に本号への該当性についての判断が困難であるために本号の適用を躊躇するようなことがあってはならず、国民が不安を感じるようなケースについては、担当者が国民の安全・安心を守るという観点から十分な調査を行った上で、本指針に照らして本号に該当すると認められるものについては、積極的に本号を適用する必要がある。

第2 判断に当たっての検討事項

1 基本的な考え方

(1) 規定の趣旨

本号は、

- 他人の生命、身体又は財産を害する
- 公共の安全を害する
- 自殺をする

おそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者を、危害予防の見地から排除する趣旨の規定である。

その他の欠格事由と多少異なり、本号に該当するか否かについては、都道府県公安委員会にある程度の裁量権が認められているが、これは、単なる主観的な判断を許すものではなく、他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺するおそれがあるということについて、客観的・合理的な根拠があることを必要とする。

(2) 規定の解釈

本号の規定は、次のとおり解釈される。

- ア 「他人の生命、身体若しくは財産を害し」とは、特定又は不特定の者・集団の生命、身体又は財産の安全に対する危害をいう。
- イ 「公共の安全を害し」とは、社会公衆の共同生活の安穏な状態をかく乱したり、阻害したりすることであり、個人の安全の集合体である公共の安全に対する危害をいう。
- ウ 「自殺をする」とは、自ら自分の生命を絶つことをいう。
- エ 「おそれがある」とは、他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺する可能性が認められることである。
- オ 「相当の理由がある」とは、他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺するおそれがあることについて、客観的資料及び経験則に基づく合理的根拠があることを必要とする。

2 判断に当たっての考え方

本号への該当性を判断するに当たっては、

- 対象者の現時点における言動
- 対象者の過去の言動
- 対象者の生活環境や周囲の人間関係

を十分調査し、そのほかに参考となる事項があればそれも加えた上で、総合的に判断することになる。そして、そのまま放置すれば、調査の対象となっている申請者又は所持者（以下「対象者」という。）の言動がエスカレートして、銃砲刀剣類を使用した危険な行為に至り、特定の者・集団若しくは一般不特定多数の者の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全に対する危害を与え、又は対象者が自殺するおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合には、本号に該当することになる。

(1) 対象者の現時点における言動

本号への該当性を判断するに当たっては、まず、対象者の現時点における言動の内容が、客観的・合理的な根拠に基づき、他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺するおそれがあると判断できるものであるか否かについて検討する必要がある。

例えば、

- 直接には他人の生命、身体又は財産に対して危害を加えていないが、ゆすり、たかり、脅迫等を行っている者
- 飲酒の上、乱暴を繰り返す者
- 近隣の者等に畏怖心を起こさせるような言動をする者

○ 深刻に思い詰め、自殺することをほのめかしている者については、その言動がエスカレートする危険性があり、本号に該当すると考えられる。

(2) 対象者の過去の言動

対象者の現時点における言動のみからでは、対象者に銃砲刀剣類を所持させることが、他人の生命、身体又は財産に対する危害を与えるであろうことについて相当の理由が認められない場合でも、対象者の過去の言動を考慮したときには、対象者の行為がエスカレートして銃砲刀剣類による危害が発生する客観的・合理的な根拠が認められる場合も考えられる。

また、過去に重大犯罪等の犯歴を有する者については、たとえ現時点ではその犯歴が欠格事由に該当しないとしても、日常における言動等を考慮した場合には、現時点においても粗暴的性格が改善されていないときには、銃砲刀剣類による危害が発生する客観的・合理的な根拠が認められる場合も考えられる。

(3) 対象者の生活環境や周囲の人間関係

対象者の現時点における言動のみからでは、対象者に銃砲刀剣類を所持させることが、他人の生命、身体又は財産に対する危害を与えるであろうことについて相当の理由が認められない場合でも、対象者の生活環境や周囲の人間関係を考慮したときには、対象者の行為がエスカレートして銃砲刀剣類による危害が発生する客観的・合理的な根拠が認められる場合も考えられる。

第3 主な類型

本号に該当し得ると考えられる主な類型は次のとおりであるが、個別具体的なケースによって、その事情は異なることから、本号への該当性を判断するに当たっては、画一的にここに掲げた類型のみで判断することなく、ここに掲げた類型には当てはまらないがその事情に照らして本号に該当すると判断されるものや、ここに掲げた類型に当てはまると同時にその他の欠格事由にも該当するもの等もあり得ることに留意する必要がある。

1 近隣トラブル

対象者やその家族が近隣住民との間にトラブルを抱えている場合には、対象者が銃砲刀剣類を使用し、若しくは使用することをほのめかして争いを有利に解決し、又は相手方への意趣返し等に用いる可能性があり、過去にも

- 長期間にわたるトラブルがあった隣人を猟銃で射殺した
- 打ち上げ花火の音に激昂し、被害者に向けて猟銃を発射した
- 不仲であった隣人宅に侵入し、隣人を猟銃で殺傷した

というような事例が現実に発生している。このため、対象者の周辺で近隣トラブルが疑われるようなケースについては、個別具体的な事情に応じて、本号の適用について検討する必要がある。

なお、近隣トラブルの形態は多種多様であるが、例えば、対象者やその家族が意図的に騒音を出し続けたり、屋内又はその周辺にゴミを蓄積したりしているようなケースでは、近隣住民との間に根深い対立関係があることが予想されるため、短期間の現象的事項を捉えただけでは問題の深刻さ、当事者の範囲やその心理状

態を推測することが困難な点に留意する必要がある。

また、近隣トラブルの原因も、多種多様であり、紛争当事者の双方に原因があると思われる場合もあるが、本号への該当性を判断するに当たっては、その原因のいかんにかかわらず、対象者に銃砲刀剣類の所持を認めることが危害予防上問題があるか否かに主眼を置く必要がある。

2 つきまとい等

改正法により新たに法第5条第1項第15号においてストーカー行為等に係る欠格事由が追加されたが、その原因が恋愛感情等に基づかないものであっても、実際につきまとい等の行為が行われているような場合には、その行為がエスカレートすれば、被害者に危害が加えられる可能性も否定できない。このため、対象者による恋愛感情等に基づかないつきまとい等の行為が疑われるようなケースについては、本号の適用について検討する必要がある。

なお、一部の都道府県では、当該都道府県のいわゆる迷惑防止条例によりこのようなつきまとい等の行為を規制している場合もあるので、そのような規定の活用も含め、留意する必要がある。

3 経済的破たん

改正法により新たに法第5条第1項第2号において「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」が欠格事由として追加されたが、破産手続開始まで至らない場合でも、過去に

- 経済的困窮から猟銃を使用して強盗を行った
- 多額の負債を抱えて失踪した猟銃所持者が猟銃を違法に譲渡した
- 猟銃所持者が多額の借金を苦にして自殺した

というような事例が現実には発生していることを踏まえると、多重債務等により経済的破たん状態にある者については、一律に危険であるとまでいうことはできないものの、個別具体的な事情に応じて、本号の適用について検討する必要がある。

4 自殺のおそれ

改正法により新たに本号に「自殺をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」が欠格事由として追加されたが、自殺の原因、動機等は、多様であるため、一律に基準を定めることは困難である。しかしながら、銃砲刀剣類が自殺に使用された場合、それ自体が銃砲刀剣類の危険な使用行為であることに加え、その後に銃砲刀剣類が遺留されるなどの問題点があり、また、実際に猟銃を使用した自殺が毎年20数件発生していることを踏まえると、対象者の現時点及び過去の言動、対象者の生活環境や周囲の人間関係等にかんがみて、対象者が自殺するおそれが疑われるようなケースについては、個別具体的な事情に応じて、本号の適用について検討する必要がある。

5 児童虐待・高齢者虐待

改正法により新たに欠格事由として追加されたストーカー行為等とは異なり、法においては、児童虐待及び高齢者虐待は直接は欠格事由として規定されていないが、これらの虐待行為は、繰り返し行われ、次第にエスカレートして、最悪の場合には被害者の生命が失われる可能性もある。このため、対象者によるこれら

の虐待行為が疑われるようなケースについては、個別具体的な事情に応じて、本号の適用について検討する必要がある。

なお、実際にこれらの虐待行為が行われている場合でも、家庭という密室内で行われ、被害者からの自主的な申告も得られにくいいため、潜在化しやすいという点に留意する必要がある。

6 男女間トラブル

改正法により新たに欠格事由として追加されたストーカー行為等以外にも、男女間においては恋愛感情のもつれ等により様々な問題が絡み合い、小さなトラブルから凶悪事件に至って、最悪の場合には被害者の生命が失われる可能性もある。このため、対象者が当事者となるような男女間トラブルが疑われるようなケースについては、個別具体的な事情に応じて、本号の適用について検討する必要がある。

7 家庭内（親族間）トラブル

改正法により新たに配偶者に対する暴力行為に係る欠格事由が追加されたが、家庭内（親族間）トラブルには、このほかにも家庭内暴力、遺産相続問題等様々な形態のものが挙げられる。これらは、家庭内や身内という外部から閉ざされたところで発生するものであり、血縁者間の問題であるが故に一層複雑化し、また永年の恨みが根底にある場合もあるため、外部の者が知らない間に深刻化し、最悪の場合には被害者の生命が失われる可能性もある。このため、対象者に係る家庭内（親族間）トラブルが疑われるようなケースについては、個別具体的な事情に応じて、本号の適用について検討する必要がある。

8 動物虐待

動物虐待は、動物に対する虐待行為がエスカレートして、当該行為に銃砲刀剣類が使用されたり、動物から人に対象が移った場合には、凶悪事件に至る可能性も否定できない。このため、対象者による虐待行為が疑われるようなケースについては、個別具体的な事情に応じて、本号の適用について検討する必要がある。

なお、法第13条の3（調査を行う間における銃砲又は刀剣類の保管）の要件に「みだりに動物の殺傷その他の物の損壊をする行為をし」と動物に対する虐待行為についても定められていることから、必要に応じて当該規定の活用も考慮する必要がある。

9 暴力的性格

暴力的性格の持ち主は、感情の起伏が激しく、爆発的な怒りを抑えることができないため、平素は温厚そうに振る舞っていても突然態度を豹変させ、攻撃的・強圧的な態度で一方向的に言いがかりをつけたり、粗暴な言動を繰り返し、周囲の者に恐怖心を与え、更にエスカレートした場合には、犯罪行為に至る可能性も否定できない。このため、対象者に暴力的性格が見られるようなケースについては、個別具体的な事情に応じて、本号の適用について検討する必要がある。

10 適応障害

適応障害は、ストレス因子により日常生活や社会生活、職業・学業的機能において著しい障害が起き、一般的な社会生活ができなくなるストレス障害であるが、

場合によっては、ストレスが原因で普段とはかけ離れた極端な行動に出ることがあり、発作的に危険な行為に至る可能性も否定できない。このため、対象者に適応障害の疑いがあるようなケースについては、一律に危険であるとまではいうことはできないものの、個別具体的な事情に応じて、本号の適用について検討する必要がある。